

## 議会運営委員会会議録

平成25年2月15日(金)

(開会)10:00

(閉会)10:30

### 【 案 件 】

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

### 【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 予算特別委員会の設置について
  - (1) 設置の有無
  - (2) 名称：平成25年度一般会計予算特別委員会
  - (3) 定数：11人
  - (4) 人選届出期限：2月19日(火)
  - (5) 設置時期：2月20日(水)
- 4 会期及び会議予定について
- 5 代表・一般質問の発言順序決定方法の変更
- 6 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願(追加)の提出締切日について
  - (1) 一般質問通告締切日 2月21日(木)午後5時
  - (2) 代表質問通告締切日 2月21日(木)午後5時
  - (3) 議案に対する質疑通告締切日 2月28日(木)午後5時
  - (4) 意見書案・請願(追加)提出締切日 2月28日(木)午後5時
- 7 議員提出議案の取り扱いについて  
議員提出議案第1号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例  
議員提出議案第2号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則
- 8 その他
  - (1) 次回委員会予定 2月20日(水) 9時30分から

---

#### 委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。平成25年第1回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。

#### 財政課長

まず、議案第1号「平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」から第7号「平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」までの(企業会計を含む)平成24年度予算関係議案につきましては、別に配布いたしております「平成24年度補正予算資料」により一括して説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、昨年10月および11月に閣議決定されました国の経済危機対応・地域活性化予備費等を活用した事業等を実施するため、補正するものでございます。

一般会計で9億8,330万8千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を、615億4,031万円

とするものでございます。また、12の特別会計のうち今回補正いたします4つの会計で9億3,900万1千円を追加いたしております。

企業会計では、水道および下水道事業の2つの会計で2,333万5千円を追加いたしております。

全会計合計で19億4,564万4千円を追加するものでございます。

2ページ以降に補正予算の概要等について、記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案第8号「平成25年度飯塚市一般会計予算」から第24号「平成25年度飯塚市立病院事業会計予算」までの（企業会計を含む）平成25年度予算関連議案について、一括してご説明いたします。配布いたしております「平成25年度予算資料」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。予算額につきまして、一般会計で625億7,600万円を計上いたしております。前年度比で38億2,600万円、率にして6.5%の増となっており、重要施策として昨年度に引き続き取り組みます「浸水対策事業」、「小中学校施設整備事業」および「中心市街地活性化事業」外、各施策実施に係る経費を計上するものでございます。

特別会計では、各会計の設置目的に沿った事務事業を実施するため、12の会計で470億6,273万8千円を計上いたしております。うち学校給食事業特別会計につきましては、市内小中学校の自校式給食施設整備事業に係る経費等を計上いたしております。企業会計では、上下水道の維持管理・建設改良事業、市立病院の運営・建替え事業に係る経費等、4つの会計で102億8,830万5千円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。今回計上いたしております予算の主なものについて、その概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。資料の右側には、今年度と前年度との予算額を記載し比較をいたしております。内容の説明については、省略させていただきます。43ページ以降には、歳入歳出などの前年度との比較資料、市債および基金の状況表等を添付いたしております。以上で、予算関連議案の説明を終わります。

総務部長

引き続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。

お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。

「議案第25号飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、担当事務が終了したことにより新庁舎建設設計者選定委員会を廃止するものでございます。

「議案第26号飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、幸袋中学校区に建設する小中一貫校の建設設計者を調査審議させるため小中一貫校建設設計者選定委員会を設置し、その委員報酬を日額1万5千円とするものでございます。

「議案第27号飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、行財政改革による組織の再編に伴い、市の職員定数を1,163人から952人とするものでございます。

「議案第28号飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、3月31日までとしております市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長の給料の減額措置を1年間延長するものでございます。

「議案第29号飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、3月31日に満了する法人市民税に係る法人税割の税率に関する特例期間を当分の間延長するものでございます。

「議案第30号飯塚市営駐車場整備基金条例」につきましては、駐車場事業特別会計において立体駐車場建設費の事業債の償還金の返済が完了することに伴い、平成25年度から発生する剰余金を施設整備基金として積み立てるものでございます。

「議案第31号飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」につきましては、行財政改革による組織の再編に伴う所管部署名の変更を行うものでございます。

「議案第 32 号飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、子ども医療費の入院に係る医療費の助成対象を拡大するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

「議案第 33 号飯塚市障がい者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例」につきましては、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることに伴い、関係する 4 本の条例の規定の整備を行うものでございます。

「議案第 34 号飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、介護サービス事業等の運営から暴力団関係者を排除する措置を講じるものでございます。

「議案第 35 号飯塚市新型インフルエンザ等対策本部条例」につきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき飯塚市新型インフルエンザ等対策本部の設置について定めるものでございます。

「議案第 36 号飯塚市都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業施行規程に関する条例」につきましては、土地区画整理法に基づき、飯塚市が施行する土地区画整理事業について必要な事項を定めるものでございます。

「議案第 37 号飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、市立病院の診療科目のうち、胸部外科を細分化し、呼吸器外科及び乳腺外科とするものでございます。

「議案第 38 号契約の締結」につきましては、飯塚第一中学校の増築工事について、「泰建工業株式会社」と 1 億 6,244 万 6,550 円で請負契約を締結するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

「議案第 39 号土地の処分」につきましては、旧飯塚リサーチパークの 3,445.58 平方メートルを「高栄土地開発株式会社」に売却するもので、処分価格は 4,548 万 2 千円でございます。

「議案第 40 号ふくおか県央環境施設組合規約の変更」につきましては、地方自治法の改正に伴う規約の整備について、議決を求めるものでございます。

「議案第 41 号新市建設計画の一部変更」につきましては、合併特例債を起すことができる期間が 10 年から 15 年に延長されたことに伴い、計画期間及び財政計画表を 10 年間から 15 年間に変更するものでございます。

人事議案につきましては、ご説明いたします。

議案第 42 号から第 43 号までにつきましては、任期満了に伴います「教育委員会委員」1 名の選任について議会の同意を、「人権擁護委員」1 名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

最後に報告第 1 号から 4 ページの第 5 号までの 5 件の報告でございますが、「車両損傷事故 2 件、歯列矯正器具の焼失事故 1 件に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分及び土地開発公社の「平成 24 年度の事業計画の変更及び予算の補正」、都市施設管理公社の「平成 24 年度の予算の補正」につきましては、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

24 年度の補正予算に関連してですけれど、これは経済対策の費用を持って、単純に言えば各小中学校の大規模改造工事が前倒しになったというふうに理解したらいいんですかね。

財政課長

議員おっしゃられるとおり、メインとしては小中学校の整備事業関係が前倒しになっております。予算概要書のほうにも記載しておりますが、項目の下に地域活性化予備費対応による前倒しという注書きをつけておりますので、その事業につきましても、すべてこの予備費活用事業というふうにとらえていただきたいと思います。小中学校整備以外では水道事業会計の補助金と浸水対策関係で農業土木費に上げております。有井用排水路の改良事業、それと特別会計ですね、給食事業会計の自校式の施設整備事業と、こちらあたりが前倒し事業ということになります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

議案の付託委員会についてご説明いたします。議案書をお願いいたします。

先ず、議案第1号は総務委員会に、2号、3号、4号は厚生委員会に、5号は市民文教委員会に、6号、7号は経済建設委員会に、8号はのちほどご審議いただきます予算特別委員会に、9号、10号、11号は厚生委員会に、12号は総務委員会に、13号は経済建設委員会に、14号は厚生委員会に、15号、16号、17号、18号は経済建設委員会に、19号、20号は市民文教委員会に、21号、22号、23号は経済建設委員会に、24号は厚生委員会に、25号は庁舎建設特別委員会に、26号は市民文教委員会に、27号、28号、29号は総務委員会に、30号は経済建設委員会に、31号、32号、33号、34号、35号は厚生委員会に、36号は総務委員会に、37号は厚生委員会に、38号は市民文教委員会に、39号は総務委員会に、40号は市民文教委員会に、41号は総務委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に人事議案であります、議案第42号、43号につきましては、いずれも最終日に上程し、提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項の5件につきましても最終日に報告、質疑としていただいております。以上、ご審議方、よろしくごお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「予算特別委員会の設置」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

一般会計当初予算につきましては、特別委員会を設置して付託するということが申し合わせで決定されております。従いまして、この申し合わせに添って、予算特別委員会を設置していただいております。なお、特別委員会の名称は、「平成25年度一般会計予算特別委員会」、委員定数は11人としていただいておりますので、併せてご審議方よろし

くお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。事務局説明のとおり、予算特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「平成25年度一般会計予算特別委員会」とし、委員定数は11人とすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称及び委員定数は、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

人員割りにつきましては、お手元に配付しております特別委員会人員割表のとおりでございます。特別委員会の委員数はただいま申しました11名ということでございます。各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと考えております。なお、正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。その結果、不足する委員数につきましては、印等で示しております端数がある各会派間で協議をいただき選出していただきたいと考えております。なお、各会派の選出委員の届け出期限につきましては、2月19日(火)午後5時までとしていただき、特別委員会の設置は2月20日(水)の本会議におきまして議長発議により設置していただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り」についてはそのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、2月19日(水)午後5時まで、「特別委員会の設置時期」は、2月20日(木)とすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。

よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」はそのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

会期及び会議予定について説明いたします。お手元に配付しております「平成25年第1回飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。まず、会期につきましては、2月20日から3月21日までの30日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程（案）のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

次に、「代表・一般質問の発言順序決定方法の変更」について事務局に説明させます。

議会議務局次長

先に開催された代表者会議におきまして代表・一般質問の発言順の決定方法についてはくじ引きとする旨の申し合わせがなされております。本件については今定例会より適用されますのでご報告いたします。なお、実際の運用といたしましては、質問通告書を提出される際に、1から28のくじ棒によるくじ引きをそれぞれ行っていただき、各自の抽選番号を確定していただきます。質問の締め切り後、各自の抽選番号をもとに、若番順で発言順序を決定する運びとなります。また、質問の訂正、修正の期限であります通告切日の翌日の午前中までの間においては、質問者間で協議のうえ、発言順序の交替も可とすることとなっております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

今までは受付順だったわけですが、これをあえて変えられる理由。それと近隣というか、県内というか、ほかの議会ではどういうことでされているのが多いのか、その辺をわかったら教えてください。

議会議務局次長

ただいま御質問がありましたくじ引きになった経過といたしましては、議員の方から同じ質問が出ることも多うございますので、その件についてどうか調整ができないかとか、そういう話もありましてこういう形に代表者間の中で協議いただきましてなっております。それから近隣自治体におきましてでございますが、飯塚市を除きます27市においては15市がくじ引きという形となっております。それから受付順ということが10市、残りの2市につきましては両方の併用をいたしておるということでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。お諮りいたします。代表・一般質問の発言順序決定方法の変更については事務局説明のとおりとすることに御異議ありませんか。

宮嶋委員

どっちがいいのかというのは、ちょっとわからないんですけども、何かあえて変える必要はないんじゃないかなという思いがあります。それといま質問がダブるということも確かにあるんですが、それを受付順を変えることで、それがどうこうなるというのはちょっとおかしいような気がしますので、議員の質問権というか、その辺が内容をいろいろ質問する前に調整されるというか、審査されると、そういうふうな危険性もありますので、あえてここでくじ引き

ということをとらなくてもいいのではないかなというふうに思いますので、この件について反対の態度をとらせていただきます。

委員長

それでは採決いたします。代表・一般質問の発言順序決定方法の変更について賛成の方は挙手を願います。

(挙手)

賛成多数。よって、代表・一般質問の発言順序決定方法の変更については事務局説明のとおりとすることに決定いたしました。

次に、「代表・一般質問、議案への質疑通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切につきましては、申し合わせのとおり、招集日の翌日であります2月21日・木曜日の午後5時まで、また、代表質問の通告締切につきましても、施政方針説明が本会議初日に行われますので、その翌日であります2月21日・木曜日の午後5時までとしていただいております。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案・請願の提出につきましては、いずれも2月28日・木曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。なお、議案第8号平成25年度飯塚市一般会計予算に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。「代表・一般質問、議案への質疑通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第1号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」並びに「議員提出議案第2号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則」の取り扱いについて事務局に説明させます。

議会事務局次長

先に開催されました代表者会議を通じましてご確認いただいております通り、地方自治法の改正ならびに、本市の組織改編に伴い、飯塚市議会委員会条例ならびに飯塚市議会会議規則の改正が必要となりましたので、お手元に配布いたしておりますとおり改正案を提出するものであります。なお、この議案の取り扱いにつきましては、改正自治法の施行日の関係から、本会議の初日に、議会運営委員長が提出者、他の議会運営委員が賛成者として提案していただき、提案理由説明、質疑の後に、委員会付託を省略して、本会議即決としていただいております。ご審議方よろしく願います。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。「議員提出議案第1号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」並びに「議員提出議案第2号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則」の取り扱いについ

て事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の委員会は2月20日(水)の本会議開会前9時30分に開催いたしますので、よろしく願いいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。